

令和7年度 二宮町子ども・子育て会議 次第

日時：令和7年10月2日（木）

午後2時より

場所：二宮町町民センター3Bクラブ室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 自己紹介

5 会長・副会長の選出

6 議 題

(1) 子ども・子育て会議の運営について 資料1 資料2

(2) 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 資料3

(3) こどもの権利条例策定とこども会議実施の方針について 資料4

(4) その他

7 閉 会

【配布資料等】

資料1 二宮町子ども・子育て会議条例

資料2 二宮町子ども・子育て会議スケジュール

資料3 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

資料4 こどもの権利条例策定とこども会議実施の方針

参 考 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

二宮町こども計画（令和7年度～令和11年度）

※新任委員のみ

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育、保育等の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときの会議の招集は、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども・健康部こども支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1町民活動推進委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	〃	6,200円
-------------	---	--------

附 則（平成30年3月7日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月10日条例第5号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第 72 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村長は、設置者の申請により教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 72 条第 1 項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村長は、事業者の申請により地域型保育事業所（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 72 条第 1 項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（3）市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第 72 条第 1 項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（4）当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（第 4 項及び第 5 項省略）

こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
 - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

二宮町子ども・子育て会議のスケジュール

こども計画 5カ年計画 (令和7年度～令和11年度)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども計画策定 【P】	施策・事業の 実施【D】 第2期子ども・ 子育て支援 事業計画 (R2～6年度) 点検・評価 【C・A】	7年度の 点検・評価 【C・A】 施策・事業の 実施【D】	8年度の 点検・評価 【C・A】 施策・事業の 実施【D】	計画策定準備 (アンケート) 9年度の 点検・評価 【C・A】 施策・事業の 実施【D】	次期計画策定 【P】 10年度の 点検・評価 【C・A】 施策・事業の 実施【D】

【P】 Plan (計画の策定) ⇒ 【D】 Do (計画の推進) ⇒ 【C】 Check (実施状況等の点検・評価)
⇒ 【A】 Act (事業の継続・拡充、計画の見直し)

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和6年度			進捗状況	今後の方向			
						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	実施内容	事業費	成果					
基本目標2:【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援	(1)	健康診査・訪問	新①	母子健康手帳の交付	母子健康手帳と妊婦健康診査補助券を交付する際に、保健師や助産師がすべての妊婦と個別に面談をし、体調等の相談や出産に関するアドバイスを行います。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	母子健康手帳と妊婦健康診査補助券を交付する際に、保健師や助産師がすべての妊婦と個別に面談をし、体調等の相談や出産に関するアドバイスを実施している。	16,940	R6年度母子手帳交付: 93冊	実施中	継続		
			②	妊婦健康診査・歯科健診の充実	安心して妊娠及び出産をするために、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	妊婦健康診査(14回分) 延べ受診者: 863人 妊産婦歯科健診: 延べ34人	4,981,916	妊婦健康診査(14回分) 延べ受診者: 863人 妊産婦歯科健診: 延べ34人	実施中	継続		
			③	妊婦訪問・赤ちゃん訪問	妊婦の出産不安等に早期に関わるため、若年、高齢などハイリスク妊産婦への保健師等による訪問指導を実施します。 出産した全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、母子についての健康相談と、母子保健サービスについての情報提供を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・こんにちは赤ちゃん訪問事業として、乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、子育て支援に関する必要な情報提供を行なうとともに、支援が必要な家庭には、適切なサービスを提供する。 ・低出生体重児は、未熟児訪問事業として訪問している。	28,024,341	対象に対し訪問した件数: 83件 未熟児訪問件数(実): 13件	実施中	継続		
			④	健康診査の充実	4か月児、8～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、高い受診率を維持しながら、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・乳幼児の発育・発達の確認、虐待や疾病・異常の早期把握と健康増進を促し保健指導を実施。保護者の育児不安などに対して育児支援を実施。	28,024,341	4か月健診: 対象者96人、受診者94人、受診率97.9% 8～10か月健診: 対象者96人、受診者104人、受診率108.3% 1歳6か月児健診: 対象者104人、受診者102人、受診率98.1% 3歳児健診: 対象者136人、受診者140人、受診率102.9%	実施中	継続		
			⑤	歯科健康診査の充実	1歳児健康歯科相談や2歳児歯科健康診査を実施し、う歯を減らし、子どもの健全育成を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	う歯の発生や重症化を防ぐため、歯科医師による健診と歯科衛生士による保健指導を実施。		0歳児歯科相談: 対象者110人、来所者106人、来所率96.4% 2歳児歯科健診: 対象者119人、受診者119人、受診率100% う歯罹患率 1歳6か月 0% 2歳 2.5% 3歳 9.3%	実施中	継続		
			⑥	予防接種の推進	予防接種の意義や受ける時期など、正しい知識の理解と啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう関係機関との連携強化を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・成人の風疹の予防接種を行う。 ・ホームページの掲載やチラシを窓口置き告知を実施	44,000	風しん3人、麻疹接種者7人	実施中	継続	
	(2)	育児相談・学習の充実	新①	出産前の支援	出産前の不安解消のために、マタニティ教室の実施及び必要な情報提供・案内を行います。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・母子健康手帳交付時・マタニティ教室等を通して情報提供や各種の相談に対応。	0	マタニティ教室・年3コース 12回/年実施。参加人数: 延69人(うち父参加13人)	実施中	継続	
			②	情報・相談・交流会の提供	母子健康手帳交付時やマタニティ教室を通して、情報提供や相談活動の充実を図ります。 また、妊婦及び父親等の参加を促し、妊婦同士の交流を深めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・母子健康手帳交付時・マタニティ教室等を通して情報提供や各種の相談に対応。 ・マタニティ教室を通じて、妊婦同士の交流のほか先輩ママとの交流が可能。 ・就労妊婦や夫が参加しやすいよう、マタニティ教室を土曜日に開催。	0	マタニティ教室・年3コース 12回/年実施。参加人数: 延69人(うち父参加13人)	実施中	継続	
			③	フォロー体制の充実	育児教室への参加を促すなど、健康診査のフォロー体制の維持向上、医療・福祉・教育の各分野との連携を推進します。 心理相談における支援を実施し、育児不安や困難感の軽減に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・各健康診査や育児相談等で経過観察が必要な親子に訪問や電話相談、育児相談にて事後フォローを実施。 ・未受診者には、電話連絡、訪問にて全数把握。必要時は各関係機関と連携を図っている。 ・フォローが必要な親子を対象に親子支援教室や発達支援教室を実施し、子育て支援や発達の助長を図っている。 ・保育園、幼稚園を巡回相談し、発達の助言や母親支援を実施。	965,376	はぐくみ相談: 1回/月、相談件数324件(生活・栄養・歯科・心理) 親子支援教室(1歳6ヶ月健診・3歳健診フォロー教室): 各2回/月、参加人数延べ: 50人 巡回相談: 11回(42回) 延104人 発達支援教室おひさま 10回×3コース×2教室 ・午前30回、延べ130組参加 ・午後30回、延べ118組参加	実施中	継続
			新④	「はぐくみ相談」の充実	育児不安を抱える親を早期に把握し、身体計測や食事の相談などを通して、情報提供や不安の軽減を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・各健康診査や育児相談等で経過観察が必要な親子に訪問や電話相談、育児相談にて事後フォローを実施。	0	はぐくみ相談: 1回/月、相談件数324件(生活・栄養・歯科・心理)	実施中	継続
			①	情報提供と相談体制の整備	医療機関との連携のもとに、不妊・不育に関する情報提供や気軽に相談が受けられるような体制を整備します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・県が実施している「特定不妊治療費助成事業」及び「不妊相談事業」の情報提供を実施。 ・窓口チラシを設置。	0	広報やホームページで情報提供を行った。	実施中	継続
			②	医療費助成の周知	不妊・不育治療等に関する医療費助成制度を周知します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・県が実施している「特定不妊治療費助成事業」及び「不妊相談事業」の情報提供を実施。 ・窓口チラシを設置。 ・不育症治療費助成事業の周知及び実施	46,000	不育症治療費助成の申請数: 1件	実施中
	(1)	学校保健の充実	①	健康に関する啓発・学習の推進	小学校高学年、中学校の保健授業において、薬物乱用の影響について学習する機会を設けます。 また、喫煙や飲酒、薬物使用の有害性等について、講演会等を通じて知識の普及を図ります。 また、性に関する正しい知識の啓発を図ります。	教育指導課	一部実施	実施	実施	実施	実施	実施	・小・中学校での薬物乱用防止教室の実施。 ⇒中学校と一部の小学校では、学校薬剤師による講演を実施した。その他、保健の授業で実施。	0	薬物乱用防止教室の実施 二宮中、二宮西中で実施 1年「たばこ」、2年「アルコール」、3年「危険薬物」 山西小6年「薬物乱用防止教室」	実施中	継続	
			②	関係機関との連携	保健福祉事務所等の関係機関との連携を深め、思春期の健康づくりを支援します。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・中学校2校(3年生対象)を対象に平塚保健福祉事務所保健師による講演会を開催。	0	開催回数: 中学2校、各1回 ⇒実施できず	実施中	継続
						子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・生命の尊さについて考える事業を実施。	60,000	各小学校3校で実施。 二宮、山西小学校: 6年生 一色小: 4～6年生	実施中	継続
						子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・中学生の性教育を実施していく	0	中学校2校で実施(平塚保健福祉事務所) ⇒実施できず	実施中	継続
			③	就学時健康診断	次年度就学予定者を対象とした就学時健康診断により、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の助言その他保健上必要な助言を行うとともに、適切な就学についての指導に努めます。	教育総務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	法律に基づいて実施。	528,200	各学校で、内科・耳鼻科・眼科・歯科の健診を実施した。 受診児童数: 計184人	実施中	継続
			④	スクールソーシャルワーカーの配置	問題を抱える子どもたちの環境改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者との面談、ケース会議を通じ支援します。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・中学校派遣のカウンセラーの効果的な活用。 ・心理教育相談員を配置し、教職員、保護者の抱える問題に対する的確なカウンセリングを実施する。 ・県のスクールカウンセラー配置事業の活用をより図っていく。	6,370,136	心理教育相談員勤務日数: 計144日 県スクールカウンセラーの派遣: 全70回	実施中	継続
	(2)	心の問題への対応	②	教育支援室の充実	児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習活動を通じ、学習意欲を高めるなど、社会復帰の援助指導を行う教育支援室の充実を図ります。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・教育指導補助員の配置。 ・教育相談機能のある教育研究所と連携し、教育支援室機能を充実。	899,762	教育支援室通室者数: 14人 学校一部復帰者数: 9人	実施中	継続	
			新③	いじめに対する体制の強化	「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、その有効な活用を目指します。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・いじめ対策連絡協議会の開催。 ⇒令和6年度は2回開催。いじめ件数や様態等について情報交換を実施。	24,000	いじめ件数等の情報共有やいじめ対策の検討・見直し等を実施	実施中	継続
			新④	スクールソーシャルワーカーの配置	問題を抱える子どもたちの環境改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者との面談、ケース会議を通じ支援します。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・スクールソーシャルワーカーの配置。 ・スクールソーシャルワーカーが、支援が必要なケースに介入し、相談への対応、ケース会議の実施、関係機関との連携等をはかる。	2,183,688	スクールソーシャルワーカー勤務日数: 計120日	実施中	継続

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和6年度			進捗状況	今後の方向
						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	実施内容	事業費	成果		
基本目標2：【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (P53, 54)	(2) 心の問題への対応	5 家庭や専門機関との連携	子どもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援の推進、いじめ、不登校、ひきこもり、十代の自殺防止の取組みなど、家庭との連携はもちろん、医療機関、児童相談所などの専門機関と連携し、児童・生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	・教育相談窓口の設置。 ・心理教育相談員へのスーパーバイズの実施。 ・子育て・健康課とともに医療機関との連携に努める。	0	スーパーバイズの実施：0回 心理教育相談員勤務日数：計144日 SSW及び心理教育相談員教育相談の実施（のべ件数）：1,966件	実施中	継続
					子育て・健康課	一部実施	実施	実施	実施	実施	・自殺予防週間（9月10日から9月16日）、自殺対策強化月間（3月）における自殺予防の周知 ・ゲートキーパー養成講座やこころの健康講座の開催	30,000	ゲートキーパー養成講座：1回実施 こころの健康講座：1回実施	実施中	継続
			教育指導課	一部実施	実施	実施	実施	実施	・心理教育相談員による学校巡回訪問の実施。 ・児童生徒指導研修会を各学校ごとに実施。 ⇒心理教育相談員による学校巡回訪問を実施。二宮町教育講演会と共催で「ICT×インクルーシブ教育」をテーマに児童生徒指導研修会を実施。	0	臨床心理士等による学校巡回訪問を実施。 ⇒学習への困り感をもつ児童生徒への対応について知識理解を深めることができた。	実施中	継続		
	3 食育の推進 (P55)	(1) 食育の啓発・指導	1 アレルギー相談の実施	乳幼児健診等での管理栄養士による相談のほか、必要に応じて医師等と連携して相談体制の充実を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・健診時や育児相談時の栄養相談時による相談や個別相談を実施	0	育児相談における栄養関係の相談件数：104件	実施中	継続
					子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・マタニティ教室で妊娠期における食生活等の情報提供と併せて食育の啓発を実施。 ・離乳食講習で離乳食の食べさせ方や成長に応じたポイントなど正しい知識の普及を図る。 ・電話相談及び面談は随時実施。	0	マタニティ教室・年3コース 12回/年実施。参加人数：延82人（うち父参加32人） 田植え・稲刈り体験の実施回数 離乳食講習（離乳食初期～完了期） 年12回実施。延べ参加人数64名	実施中	継続
					こども支援課	実施	実施	検討	検討	検討	・管理栄養士が食育のお話をする。 ・田植え・稲刈りの体験等の農業体験を実施。	0	開催回数：2回 （年長：2回、年中：2回、年少：2回） 田植え・稲刈りの体験の実施回数 ：保育園1回、幼稚園2回	実施中	継続
		(2) 学校等における食育の推進	1 学校における食育の推進	小・中学校の給食や家庭科、総合的な学習の時間等において、食に関する知識と関心の醸成を図ります。 また、関係者との連携により、地場農産物の給食への活用を図ります。	教育指導課	一部実施	実施	実施	実施	実施	・小学校の家庭科では、食品の組み合わせ、栄養素の役割等を調理実習を通して学習する。 ・中学校では、技術・家庭科の家庭分野で、「中学生の栄養と食事」と「食品の選択と日常食の調理基礎」について調理実習を通して学習する。 ・学校栄養職員を講師に迎えた授業の実施。 ・学校給食では、地場の農産物の活用を推進。	0	・小中学校での調理実習の実施。 ・二宮産の食材を給食に使用。 たまねぎ：4回、ズッキーニ：1回、じゃがいも：1回、なす：1回、さつまいも：4回、原木しいたけ：1回、にんじん：3回	実施中	継続
					教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	・畑を使用したの栽培活動の実践。	21,060	農業体験学習等の実施校数：2校 ⇒農業体験や漁業体験を通して地場の農水産物への理解を深めた。	実施中	継続
			産業振興課	一部実施	実施	実施	実施	実施	・田植え・稲刈りの農業体験の実施 ・畑を使用したの農業体験の実施 ・漁業体験学習は中止とした。	174,734	・田植えの実施：1回 幼稚園、保育園：3回 ・稲刈り体験の実施：1回 幼稚園、保育園：3回 ・農業体験学習（タマネギ収穫体験）の実施：1回 小学校：1校 ・農業体験学習（タマネギ定植体験、みかん収穫体験、原木椎茸講習）の実施：2回 小学校：2校 ・原木椎茸講習会：1回 町民：29名 ・漁業体験学習（観光地引網）：0回 小学校：0校	一部実施中	一部継続		
	4 小児医療の充実 (P56)		1 医療費の助成	中学3年生まで（小学生以上は所得制限有）の入院と通院に対し、医療費を引き続き助成します。さらなる制度の拡充も引き続き検討します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・引き続き、所得制限なしで医療費助成を実施。 ・令和6年4月1日より中学校3年生までだった対象年齢を高校3年生までに拡大。 ・名称を「小児医療」から「こども医療」に変更。	86,152,767	助成件数：41,651件	実施中	継続
子育て・健康課					実施	実施	実施	実施	実施	・赤ちゃん訪問や家庭訪問時に「かかりつけ医マップ」を配り周知。 ・健診やマタニティ教室時にかかりつけ医を持ちましようとする産婦・保健師が周知している。	0		実施中	継続	
子育て・健康課					実施	実施	実施	実施	実施	・一次救急「昼間」「夜間」、広域二次救急医療及び三次救急（ドクターヘリ）を実施。	13,633,100	在宅当番医師 夜間一次救急医療対策 広域二次救急医療対策	実施中	継続	

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和6年度			進捗状況	今後の方向		
						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	実施内容	事業費	成果				
基本目標3：「ととえる」配慮を必要とする子ども・子育てへ家庭への支援	1 子どもの貧困への対策 (P57, 58)	(1) 生活困難・養育困難の家庭に対する支援	① 要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を援助します。	教育総務課	実施	実施	実施	実施	実施	・経済的に就学困難な家庭に、義務教育に係る経費の一部を補助（学用品、校外活動費、給食費等）	9,546,239	要保護児童生徒認定者8名 準要保護児童生徒認定者数136名	実施中	継続		
			② 奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校課程の就学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学費を支給します。	教育総務課	実施	実施	実施	実施	実施	・二宮町育英会の自主運営により、高等学校生徒に学費を支給。社会に有益な人材を育成。	0	高等学校生徒に奨学金を支給 今年度支給対象者 計12名 (内、新規認定者 5名)	実施中	継続		
			新③ 学習支援	早い段階での学習のつまづきの解消や、生活習慣の改善を促すため、困難家庭の小・中学生を対象に、保健福祉事務所と連携して学習支援を行います。	福祉保険課	実施	実施	実施	実施	実施	・保健福祉事務所の実施する「あすなろ教室」の運用支援として、教室の場所の確保等を行う。学習支援が必要な困窮世帯があれば、保健福祉事務所へのつなぎを行う。	0	あすなろ教室開催回数（実施回数） R4:46 R5:42 R6:50	実施中	継続		
		(2) ひとり親家庭の自立支援	① 生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭に対応するため、児童福祉施設等において一時的に子どもを養育する事業の利用を周知します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・子育て困難なひとり親家庭に対して町が窓口として、児童相談所を通じて児童福祉施設等への利用を案内。	0	児童相談所との連携により児童福祉施設等へ入所となった人数：4人/年	実施中	継続		
			② 就労の促進	職業訓練や技能習得の機会、職業紹介を関係機関に働きかけるとともに、保育所への優先入所等を通じて、ひとり親家庭の就労を促進します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・利用調整等を行う上で、保育の必要性を確認した上で、保育所へ優先的に入所させている。 ・職業訓練支援制度のチラシを配布。	0		実施中	継続		
			③ 経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用周知など、生活の安定と自立を助ける経済的支援を実施します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・児童扶養手当、ひとり親医療費助成のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の利子補給を行う。	0	対象世帯数 児童扶養手当：142世帯 ひとり親医療：158世帯 利子補給：0世帯	実施中	継続		
			④ 相談体制の充実	関係機関との連携のもとで相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・民生委員・児童委員により、支援を必要とする方の生活相談や見守りを実施。 ・様々な形で民生委員・児童委員を周知し、地域での孤立防止や気軽に相談できる体制を構築。	0		実施中	継続		
		2 経済的負担の軽減 (P58)			① 児童手当の支給	国に準拠し児童手当を支給します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・国の制度に基づき、児童手当を支給。 ・10月に制度改正があり、所得制限の撤廃、対象年齢（18歳到達年度末）の拡大等が行われた。	329,880,000	支給人数：延べ29,074人	実施中	継続
	② 児童扶養手当等の支給				ひとり親家庭の状況に応じて、児童扶養手当や各種助成制度等を案内し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を推進します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・児童扶養手当を支給（町は事務のみ。支給は県から）	0	児童扶養手当支給者数：111人（現況・審査中を除く）	実施中	継続	
	③ 障害児福祉手当の支給				精神または身体の重度の障がいのため、常時介護を必要とする児童に県から支給される障害児福祉手当の制度を案内し、手続きを行います。	福祉保険課	実施	実施	実施	実施	実施	・精神または身体の重度障害の為、介護を必要とする児童に手当を支給。支給は県から。	0	対象児童数：4 1人	実施中	継続	
	④ 医療費の助成				小児医療費、ひとり親家庭医療費、障害児（者）医療費について引き続き助成を実施します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・こども医療費、ひとり親家庭等医療費の助成を実施。 ・こども医療費は、令和6年4月1日より中学校3年生までだった対象年齢を高校3年生までに拡大。 ・名称を「小児医療」から「こども医療」に変更。	96,272,600	小児医療費年間助成件数：41,651件 ひとり親家庭等医療費年間助成件数：3,878件	実施中	継続
						福祉保険課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・町単独の障害児（者）医療費の助成を実施。	95,328,093	23,378件	実施中	継続
	⑤ 要保護・準要保護児童・生徒の援助				経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を援助します。	教育総務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・経済的に就学困難な家庭に、義務教育に係る経費の一部を補助（学用品、校外活動費、給食費等）	9,546,239	要保護児童生徒認定者8名 準要保護児童生徒認定者数136名	実施中	継続
	⑥ 特別支援教育就学奨励費の支給				「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を補助します。	教育総務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	特別支援学級に在籍している児童生徒の家庭のために、経済状況に応じて、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などの補助	1,299,606	今年度の認定児童・生徒数40名	実施中	継続
⑦ 奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校課程の就学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学費を支給します。				教育総務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・二宮町育英会の自主運営により、高等学校生徒に学費を支給。社会に有益な人材を育成。	0	高等学校生徒に奨学金を支給 今年度支給対象者 計12名 (内、新規認定者 5名)	実施中	継続	
⑧ 実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得等を勘案して、私立幼稚園に保護者が支払うべき副食費を補助します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・今後園から示される事業内容等に基づき、実施について検討する。 ・就学困難な子育て世帯の負担軽減を図る。	591,340	就学困難な子育て世帯の負担軽減を図る。 給付人数（延） 35人	実施中	継続				
3 児童虐待防止対策の充実 (P59)			① 児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実し、虐待の予防と早期発見に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・児童相談の一時的な相談・援助窓口として、窓口での相談受付、児童相談専用回線の運用を引き続き行う。 ・毎月広報お知らせ版で児童相談専用の電話番号を周知している。	0	要保護児童11世帯17人 要支援 74人 全体相談対応延件数 3264件	実施中	継続		
			② 児童虐待の対応	虐待に関する相談を受け、児童相談所や関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家庭への援助を行います。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・窓口での相談受付。虐待の通告を受けた際は子どもの状況について確認し、必要とあれば各関係機関との調整を実施。	0	要保護児童11世帯17人 要支援 74人 全体相談対応延件数 3264件	実施中	継続	
			③ 児童相談の実施	育児不安を持つ保護者等のため、児童相談員を配置し、相談の充実を図ることにより、虐待防止に努めます。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・町内2箇所の子育てサロンにおいて、保育士資格を持つ相談員による相談を実施。 ・通： 492件 申： 772件	19,093,926	子育てサロン相談件数 実施通り： 492件 申： 772件	実施中	継続
					子育て・健康課	実施	廃止	廃止	実施	実施	実施	実施	・R6.4.1～二宮町こども家庭センター「にのほく」を開設し、妊娠前から子育て期まで、子育てにおける一体的かつ継続的な相談や支援を保健センターで実施。 ・児童相談の一時的な相談・援助窓口として、窓口での相談受付を実施。 ・毎月広報お知らせ版で児童相談専用の電話番号を周知している。	0	要保護児童11世帯17人 要支援 74人 全体相談対応延件数 3264件	実施中	継続
④ 児童虐待の事前予防	乳幼児健康診査や保育所、幼稚園等で子どもの体の様子を細かく見守り、児童虐待の防止に努めます。また、保護者の身体的・精神的負担の状況を把握することや、乳幼児健康診査未受診者の家庭訪問の実施を強化することで、児童虐待の事前予防に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・保育園・幼稚園で関係者が子どもの様子を見守り、必要場合は、関係機関と連携して対応。 ・学校及び各関係機関と連携し、子どもや家庭の様子について情報交換する中、関係者の役割分担について協議した。	0	支援が必要な園児の様子が迅速に報告された。	実施中	継続			
			子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	各健康診査の未受診者には、電話連絡、訪問にて全数把握をしている。必要時は各関係機関と連携して対応。	28,024,341	4か月健診： 対象者96人、受診者94人、受診率97.9% 8～10か月健診： 対象者96人、受診者104人、受診率108.3% 1歳6か月児健診： 対象者104人、受診者102人、受診率98.1% 3歳児健診： 対象者136人、受診者140人、受診率102.9%	実施中	継続		

基本目標4：【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和6年度			進捗状況	今後の方向	
							R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	実施内容	事業費	成果			
2 学校教育の充実 (P61, 62)	1 次代の親の育成 (P61)			① 若い世代の意識づくり	若い世代に対し、子育てや子どもの育成に関わるボランティア活動への積極的な参加を促進し、子育てに対する意識を醸成します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・子育て支援施設(子育てサロン等)、保育所等において若い世代のボランティアを積極的に受け入れる。(二宮高校の保育体験、大学生保育カリキュラム実習以外のボランティアの受入れ) ・青少年(高校生・大学生)	0	・中学生の職業体験(8人) ・二宮高校の保育体験(8人) ・保育実習生(専門学校、短大、大学)(1人)	実施中	継続	
				② 年少者との交流	中学生の幼稚園や保育所訪問による保育体験を実施し、小さな子どもとのふれあいを通じて、自分自身を振り返り、家庭生活を大切にすることを意識を育みます。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	・小学校が幼稚園・保育園を招待し、園児と交流を行う。 -R4より、オンラインから実際の交流を再開	0	園児の小学校への招待回数：二宮小学校2回 一色小学校1回 山西小学校1回	一部実施中	継続	
	2 学校教育の充実 (P61, 62)			新① 言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進	自ら学び、確かな学力を身につけられるよう、これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として言語能力の確かな育成を図るとともに、学び合いを重視した授業への改善に努めます。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	・学校研究担当者の実施 ・学校研究の推進	360,000	・学校研究担当者会：3回 ・各学校ごとに研究に取り組み、講師を呼んで研修会を開いたり、授業研究会を開くなどして、指導力の向上に努めた。	実施中	継続	
				新② 外国語教育の充実	小・中学校の英語教育において、小・中のつながりを意識した授業の実施やALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解を図り、コミュニケーション能力の育成に努めます。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	・英語教育研修会の実施 ・外国語指導講師(A.L.T.)の派遣	180,000 8,556,000	・英語研修会の実施(のべ100名参加) ・A.L.T.派遣(272日)	実施中	継続	
				新③ 道徳教育ならびに特別活動の充実	道徳の教科化の趣旨に則り、学校の教育活動全体を通じて他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	・道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を養う。 ・授業力向上研修等を活用して道徳研修会を実施。	0	・年間を通じて授業を実施。(35時間/年) ・道徳研修会を実施(1回)	実施中	継続	
				新④ 学校体育の充実	生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、健康の保持増進と体力の向上を図ります。天候に左右されない町民温水プールの活用により、学校水泳の機会を確保し、泳力向上を図ります。	教育指導課	一部実施	実施	実施	実施	実施	実施	・水泳の事故防止に関する心構の指導及び町内プールでの水泳指導を行った。	4,226,100	・水泳の事故防止に関する心構については、児童・生徒全員に指導をした。 ・小学校は、プールで着衣泳を含む水泳指導を行った。 ・学校とプールとの送迎バスとして延べ81台借り上げた。	実施中	継続
				新⑤ 郷土愛の育成	地域の行事への積極的な参加を促し、地域交流を通じて郷土を愛する気持ちを育てるとともに、学習活動に地域教材を活用し、地域について学ぶ教育を進めます。	教育指導課	一部実施	実施	実施	実施	実施	実施	・総合的な学習の時間等で、地域の教材、地域の人材等を活用。	0	地域の畑を借りての収穫体験、地引網体験、町内の公共施設の見学、葛川探検等を実施。	実施中	継続
				新⑥ 地域における児童・生徒の活動の促進	学習協力者、体育・文化活動指導員等の地域教育力による支援を推進します。また、総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験など、地域で学ぶ教育を推進します。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・学習協力者による指導の実施。 ・体育・文化活動指導員による指導の実施。	908,000	学習協力者：普通体験講師、クラブ活動(パソコンクラブ、普通びくろ、ものづくりクラブ、囲碁将棋倶楽部)、尺八・琴の体験教室、ミシン授業サポート等実施 体育・文化指導員：部活動外部指導員	実施中	継続
				新⑦ キャリア教育の推進	児童・生徒一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・意識の育成に努めます。また、児童・生徒が発達段階に応じた勤労観、職業観を身に付け、社会に貢献できる力を育てます。	教育総務課	一部実施	実施	実施	実施	実施	実施	・中学生の職場体験を実施し、キャリア教育を推進する。	0	職場体験学習を各中学校2年生で実施予定だったが、コロナの影響で中止。職業学習については実施。	実施中	継続
				新⑧ 支援教育の充実	小・中学校へ支援教育補助員を配置し、学習上・学校生活上の困難に応じた支援に努め、インクルーシブ教育に取り組めます。また、外国籍等児童・生徒への日本語指導、ことばの教室(そにっく)の運営等、きめ細かな指導を進めます。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・支援教育補助員の配置 ・外国籍等児童・生徒への日本語指導員の配置 ・ことばの教室(そにっく)の運営 ・まなびの教室(リエゾン)の運営	36,659,272	・支援教育補助員：30人 ・外国籍等児童・生徒への日本語指導員：6人 ・ことばの教室(そにっく)通達人数：19人 ・まなびの教室(リエゾン)通達人数：18人	実施中	継続
				新⑨ 情報教育の推進	授業の中でのICT活用を促進し、分かりやすい授業、授業力の向上を目指すとともに、SNS(ソーシャルネットワークサービス)によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実を図ります。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・中学校パソコン室の活用。 ・情報教育担当者会を開催し、情報教育の推進を図る。 ・二宮町立各学校と教育委員会をネットワークで結ぶ「学校間ネットワーク」の活用。	0	情報教育にかかると授業の実施：授業を受けた児童・生徒数：小学校1,135人、中学校580人	実施中	継続
				新⑩ 読書指導の推進	児童・生徒の読書活動を促進するため、コンピューターによる貸出しシステムを活用した利便性向上を進めるなど、学校図書館の充実を図るとともに、学校図書館指導員を配置し、図書館の利用頻度を高める学習環境を整備します。教育活動の中に読書の時間を取り入れるなど、読書の習慣が身につくよう指導します。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・学校図書館のコンピューターによる貸出しシステムの活用 ・学校図書館指導員の配置 ・読書の推進	5,589,094	・学校図書館システムの運用 ・学校図書館指導員：4名 ※中学校は2校で1名 ・読書週間の実施	実施中	継続
新⑪ コミュニティ・スクール運営の促進	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えます。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・学校運営協議会の実施 ・学校運営協議会代表者会の実施	892,800	・学校運営協議会各校年間4回実施 ・学校運営協議会代表者会：3回実施	実施中	継続				
新⑫ 小中一貫教育カリキュラム研究の推進	小・中学校教員の学び合いを通して、9年間を見通した授業作りを目指します。	教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・小中一貫カリキュラムワーキンググループ代表者会の実施 ・小中一貫カリキュラムワーキンググループミーティングの実施	0	・小中一貫カリキュラムワーキンググループ代表者会：2回 ・小中一貫カリキュラムワーキンググループミーティング：3回	実施中	継続				
3 地域とともにある教育環境づくり (P63)			① 図書館事業の充実	子育て関連図書や子ども向けの蔵書の充実を図るとともに、「ブックスタート」や「おはなし会」など、子どもの年齢に合わせた子育て支援関連事業や行事を開催し、図書館利用の促進に努めます。	生涯学習課	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	・こどものほんコーナーに、本の相談を受ける職員配置 ・「子育て関連図書コーナー」および「子育て情報コーナー」の設置 ・児童書および絵本購入 ・児童書および絵本の開催 「おはなし会」(月1回)、「ちいちゃいおはなし会」(月1回)「わらべうたであそぼう！」(月1回)、「土曜日のちいちゃいおはなし会」(年2回) 「わらべうたであそぼう！<入門編>」(年3回) 「ブックスタート」(4か月児健康診査時の絵本提供：子育て・健康課と共催：年6回) 「夏休み！図書館おしごと体験」(年1回)「親子で学ぶおこづかい教室」(年1回) 「子ども向けワークショップ」(「いのちをみつめて～館野満・かわしまはるこ原画展いきもの絵本の世界」) ・「小・中学生におすすめの本」(小学校1・2年生向け、3・4年生向け、5・6年生向け、中学生向け)発行(年1回)	17,635,530	・こどもの本コーナーでの本の相談職員の配置(年間57回) ・児童書、絵本の新規受入(706冊) ・児童書の参加者数 ・おはなし会(子ども214人、大人143人) ・ちいちゃいおはなし会(子ども92人、大人92人) ・土曜日のちいちゃいおはなし会(子ども42人、大人38人) ・わらべうたであそぼう(101組) ・わらべうたであそぼう！<入門編>(15組) ・ブックスタート提供数(95組) ・夏休み！図書館おしごと体験(8人) ・親子で学ぶおこづかい教室(14組・29人) ・子ども向けワークショップ(29人) ・小・中学生におすすめの本(4種類計2,200部)	実施中	継続・推進		
			② 学習・体験機会の提供	子ども会活動などによる、親子がともに参加することのできる多様な学習・体験機会への支援を行います。また、ものづくりなど体験機会の提供や子どもたちの情操を豊かに育むため、文化・芸術活動を振興します。	生涯学習課	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	・子ども野外研修(子ども会育成会連絡協議会主催)へ補助金交付 子どもたちの体験活動の場として、にのっこデイキャンプ(小学6年生対象)と野外を遊ぼう(全年齢対象)をそれぞれ東大黒樹園跡地で実施した。	522,534	・子ども野外研修参加者数(小学生)にのっこデイキャンプ 46人 野外を遊ぼう 73人	実施中	継続・推進	
			③ 関係団体の連携強化	地域における子どもの体験・学習を推進している関係団体との連携を深め、その活動をさらに支援します。	生涯学習課	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	実施	実施	小学校児童を対象とした「放課後子ども教室」を各小学校で実施。地域学校協働活動推進員を中心に、準備や運営を行った。地域の大人(放課後子どもサポーター)の見守りや指導のもとで過ごす。	1,358,272	小学校3校で開催した。3校あわせて35回、児童延べ2,360人が参加。	実施中	継続・推進
			④ 子ども会活動への支援	子ども同士の交流や世代間交流など、多様な交流を通して魅力ある子ども会活動への支援を行います。	生涯学習課	一部実施	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	実施	・子ども会指導者研修会 ・子ども野外研修(子ども会育成会連絡協議会主催)へ補助金交付 子どもたちの体験活動の場として、にのっこデイキャンプ(小学6年生対象)と野外を遊ぼう(全年齢対象)をそれぞれ東大黒樹園跡地で実施した。 ・子ども会へ補助金の交付 子ども会育成会連絡協議会と単位子ども会へ補助金を交付する。	1,072,489	・子ども野外研修参加者数(小学生)にのっこデイキャンプ 46人 野外を遊ぼう 73人 子ども会への補助金交付を行った。	実施中	継続・推進

No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和6年度			進捗状況	今後の方向
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	実施内容	事業費	成果		
3 地域とともにある教育環境づくり (P63)		⑤ 地域スポーツの振興	各種スポーツ教室を推進し、親子が気軽に参加できる地域スポーツを振興します。 また、老朽化が進むスポーツ施設の修繕補修や維持管理を実施します。	生涯学習課	実施	一部実施	実施	実施	実施	・ユニカール体験会（二宮町スポーツ推進委員連絡協議会主催事業） ・幼児スポーツチャレンジ（二宮町スポーツ推進委員連絡協議会主催事業） ・体育施設の修繕等維持管理を行う。	30,651,154	事業の参加者 ユニカール体験会 67人 幼児スポーツチャレンジ 47人 体育施設の維持管理を行った。（テニスコート・武道館・体育館・運動場・山西プール・温水プール）	実施中	継続・推進
				こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・園行事への招待（みちる愛児園発表会等）	0	保育園の園行事への招待等を通し、世代間交流ができた。	実施中	継続
					高齢介護課	実施	実施	実施	実施	実施	地域の各種行事や地区協等の活動を通じて、世代間交流を図る。	0	地区社協主催によるみんなの広場、みかん祭り、地引網等の活動を通じて世代間交流を図った。 ほほえみの会では、クリスマス会を開催し、世代間交流を図った。	実施中
				町民課	休止	休止	休止	休止	休止	休止	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休止となり、その後、高山村と調整した結果、引き続き休止としている。	0	休止。	
生涯学習課	一部実施	一部実施	一部実施								実施	見直し	・広域連携中学生交流洋上体験研修 東海大学の「望星丸」を用船し、善野市、中井町、大井町、松田町、清川村の中学生と洋上での集団生活を通して心身の健全な成長につなげる。 ・1市4町1村青少年交流キャンプ（令和4年度で終了） ・放課後子ども教室 小学校児童を対象とした「放課後子ども教室」を各小学校で実施。地域学校協働活動推進員を中心に、準備や運営を行った。地域の大人（放課後子どもサポーター）の見守りや指導のもとで過ごす。	1,674,272
		⑧ 中学生・高校生の活動や居場所づくり	地域イベントへの積極的な参加を促すとともに、既存の文化施設やスポーツ施設を活用した中学生・高校生を対象とする事業の充実に努めます。	生涯学習課	検討	検討	検討	検討	検討	・「ジュニアリーダー養成研修」（青少年指導員連絡協議会主催） 内容：概ね20才までの青少年の発表の場として、音楽・ダンスイベント「Vamos Live」を実施した。また、青少年に運営スタッフとしても参加してもらうことで、体験の場ともなった。 ・市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会	1,144,187	ジュニアリーダー養成研修「Vamos Live」 585人 市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会 総合27位	実施中	継続・推進

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和6年度			進捗状況	今後の方向	
						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	実施内容	事業費	成果			
基本目標5：【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備	1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備 (P64)		① 良好な住環境づくりの推進	子育て世代が町に定住して、安心して生活や子育てができるよう、安全で快適な住環境づくりを推進します。	都市整備課	実施	実施	実施	実施	実施	・開発指導要綱等による住環境整備を目的とした指導を実施。	0	開発協議件数 6件	実施中	継続	
			② 安全で安心な公園・緑地の整備	子どもの身近な遊び場である公園や緑地を、子どもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	都市整備課 財産経営課	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	・公園等の遊具等安全点検を実施。 ・樹木等の剪定、草刈り、簡易の補修を実施。 ・児童遊園地・子どもの広場の遊具等更新を実施。 ・東大果樹園跡地の現状維持の管理運営を実施。	106,383,420 3,297,281	遊具等安全点検を行う公園数：46箇所 樹木の剪定、草刈り、簡易の補修を行う公園数：64箇所 町民団体が主体の協議会活動を促進した。	実施中 実施中	継続 継続	
			③ 安全な道路環境の整備	子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差解消や交差点の改良の他、カラー舗装による視認性の向上、交通管理者である警察との協議による交通安全施設の整備などを進め、安全な道路環境の整備をします。	都市整備課	実施	実施	実施	実施	実施	・子ども連れでも安心して通行できるように安全施設の整備を実施。	222,828,845	契約件数 66件	実施中	継続	
			④ 防犯灯等の整備	地域の安全を図るため、防犯灯の適正な維持管理により、明るいまちづくりを推進します。	防災安全課	実施	実施	実施	実施	実施	平成27年度中に全灯LED化が完了し、新規設置、移設を含む維持管理により、適切な運用を実施。	13,035,990	LED化で球切れによる不点灯がほぼなくなるなど、適切な維持管理により、明るい街づくりの推進が図られている。	実施中	継続	
			⑤ 公共施設等の改善整備	子ども連れでも利用しやすいように、授乳コーナーやおむつ替えのできるベビーベッドの設置等、各種整備をすすめます。	財産経営課 町民課	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	町民センターの環境整備を目的とした修繕工事（20クラブ室及び20クラブ室の畳替え）を実施した。 児童館の環境整備を目的とした改修工事（外壁塗装及び雨樋塗装の補修）を実施した。	472,279 2,827,000	二宮町民センター畳修繕工事 元町老人憩の家防水工事	実施中 実施中	継続 継続	
			⑥ 子育てバリアフリーの推進	子どもや妊産婦など子育て家庭にとって安全かつ快適に外出できるバリアフリーのまちづくりを推進します。	都市整備課	実施	実施	実施	実施	実施	・経年劣化による道路の陥没や道路上にある側溝等の破損について、臨時作業員が穴埋めや補修を実施。	222,828,845	道路等補修 31件	実施中	継続	
	2 子ども等の安全の確保 (P65)	① 交通安全施設の整備		通学路を中心に危険箇所を定期的な点検を行い、子ども達が安全に通行できるよう、交通安全施設の整備をすすめます。	都市整備課	実施	実施	実施	実施	実施	・子ども連れでも安心して通行できるように安全施設の整備を実施。	222,828,845	契約件数 66件	実施中	継続	
					教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	・通学路の定期的な点検の実施。	0	各校において通学路点検を実施。	実施中	継続	
		② 交通安全、防災・防犯指導の充実		警察等と連携し、交通安全教室等を通じて園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。また、それに伴う交通安全指導者の確保に努めます。	防災安全課	一部実施	実施	実施	実施	実施	実施	・各交通安全運動期間において通学時の街頭指導や広報啓発活動を実施。 ・警察と連携し、各小学校における自転車乗り方教室や新入学児童に対する通学路の歩き方教室、園児に対する交通安全普及支援等を実施。	600,000	各小学校において、自転車の乗り方や通学時の歩き方などを指導し、保護者を含めた交通安全普及により、事故防止の意識啓発が図られている 今年度は、各小学校1回程度交通安全普及啓発4期間（4月、7月、9月、12月）各10日及び毎月1日	実施中	継続
					教育指導課	実施	実施	実施	実施	実施	・警察等と連携し、交通安全教室を実施。	0	各校において交通安全指導を実施。	実施中	継続	
こども支援課					実施	実施	実施	実施	実施	・警察等と連携し、交通安全教室を実施（2年に1回）。 ・避難訓練については、毎月実施。 ・引き渡し訓練の実施。	0	避難訓練の実施（毎月）。 引き渡し訓練（防災訓練）を6月に実施。	実施中	継続		
③ チャイルドシート、幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発			チャイルド（ベビー）シートや子どもの自転車乗用時のヘルメット、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の必要性などの情報提供を行うとともに、交通安全運動等にあわせて子どもの安全を徹底するよう警察等とも連携し啓発します。	防災安全課	実施	実施	実施	実施	実施	・各交通安全運動期間においてシートベルトの着用、チャイルドシートの使用、子供の自転車用ヘルメットの着用に関する広報啓発活動の実施。	0	各交通安全期間における広報活動により、普及啓発が図られている 交通安全普及啓発4期間（4月、7月、9月、12月）各10日及び毎月1日	実施中	継続		
④ 「こどもSOSのいえ」の充実と周知				子どもが犯罪や不審者から逃れる緊急避難場所として、二宮町PTA連絡協議会が各家庭や事業者等地域の協力を得て設置する「こどもSOSのいえ」事業の支援を行い、普及を推進します。	生涯学習課	実施	実施	実施	実施	実施	・子どもがいつでも助けを求められる「こどもSOSのいえ」を増やすため、二宮町PTA連絡協議会が主体となって周知を図る。 ・二宮町PTA連絡協議会の主催事業として、児童・生徒が「こどもSOSのいえ」の場所を事前に確認出来るよう、スタンプラリーを実施しており、事業に対し補助を行った。 ・家庭や事業者へ「こどもSOSのいえプレート」掲示の協力依頼及び周知を図る。	0	・掲示箇所数：691箇所 ・事業参加者数：110名	実施中	継続・推進	
⑤ 地域ぐるみの見守り活動の推進			安全安心まちづくり推進協議会を通じ、警察、幼稚園、保育所、学校関係者や地域の人たちを含む関係機関等と連携し、情報の共有化を図るとともに交通安全、防犯教室や各地区の防犯パトロールの実施など、地域ぐるみの見守り活動を推進します。	防災安全課	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	実施	・各地域での防犯パトロールや登下校時の見守りなどの普及に取り組み。 ・防犯活動に必要な胸章ののぼりの貸出しを実施。 ・安全安心まちづくり旬間の啓発活動の連携強化	100,000	安全安心まちづくり推進協議会の開催により、地域、教育機関を含む幅広い団体との連携強化とともに、町ぐるみでの見守り活動推進が図られている。	実施中	継続	
	教育指導課			実施	実施	実施	実施	実施	・「二宮町児童・生徒安全対策協議会」を開催。 ・年間3回の「見守り重点日」を設定 ・新小学一年生（希望者）に防犯ブザーを配付	0	二宮町児童・生徒安全対策協議会を開催（2回） 「見守り重点日」を年間3回実施 防犯ブザー配付数：185個	実施中	継続			
	こども支援課			実施	実施	実施	実施	実施	・不審者情報等の一斉送信を行っている。	0	地域の犯罪情報の共有化により、防犯意識の向上を図る。	0	実施中	継続		
⑥ 妊産婦、子どもの防災対策		災害時の避難方法や、避難所における妊産婦や乳幼児の対応などについて検討します。	防災安全課	一部実施	実施	実施	実施	実施	実施	・各地区における災害時要配慮の把握とリスト作成の推進を図る。 ・各避難所での避難所運営に係る検討会議の実施。 ・引取り訓練の実施や小学生、中学生への防災訓練の実施。 ・乳幼児を子育てされている保護者に向けた防災講話の実施。	0	各地区名簿での災害時要配慮者情報の把握支援により、平常時からの地域支援（相互支援）の促進を図るとともに、避難所等での対応についても検討が図られている。 また、子どもを含む避難行動時の留意事項などについての普及啓発が図られている。	実施中	継続		
			⑦ 環境浄化活動の推進	地域住民と協力しながら、青少年に悪影響を及ぼす有害環境の実態把握に努め、是正が必要な場合は、県や警察に対して指導取り締まりを依頼します。	防災安全課 生涯学習課	一部実施 一部実施	実施 一部実施	実施 実施	実施 見直し	実施	・夜間における犯罪未然防止のためのLED防犯灯の適切な維持管理及び運用の実施。 ・「防犯パトロールや住民からの不審者情報による巡回や警察への取り締まり依頼」。 ・「環境浄化パトロール」（通年） 内容：青少年の非行化を誘発するいかわしいチラシ、看板、違反屋外広告物の撤去や、非行化の温床となりやすい場所等でパトロールを実施（令和4年度で終了）。 ・「愛のパトロール」を実施。 内容：町内の巡回と共に、駅周辺等青少年が集まる場所において愛のパトロール（声かけ運動）を実施し、青少年の事故防止、非行防止を図る。実施者：青少年指導員	0	・環境浄化パトロール（令和4年度で終了） ・愛のパトロール実施回数：2回	実施中	継続・推進	
⑧ 地域ぐるみの非行防止活動の推進	家庭や地域との連携を強化し、啓発活動、巡回パトロールなど、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。	生涯学習課	一部実施	一部実施	実施	見直し	実施	実施	・「環境浄化パトロール」（通年）を実施。 内容：青少年の非行化を誘発するいかわしいチラシ、看板、違反屋外広告物の撤去や、非行化の温床となりやすい場所等でパトロールを実施（令和4年度で終了）。 ・「愛のパトロール」を実施。 内容：町内の巡回と共に、駅周辺等青少年が集まる場所において愛のパトロール（声かけ運動）を実施し、青少年の事故防止、非行防止を図る。実施者：青少年指導員	0	・環境浄化パトロール（令和4年度で終了） ・愛のパトロール実施回数：2回	実施中	継続・推進			

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和6年度			進捗状況	今後の方向	
						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	実施内容	事業費	成果			
基本目標6：【いきいき】子育てと仕事の両立の推進	1 子育てと仕事の両立支援 (P66)			① 意識啓発の推進	家庭生活において、男女が互いに責任をもち、協力しあっていることができるよう、意識啓発を行います。また、一般町民に対して、仕事のやり方を見直し、早く家に帰れるよう事例を紹介するなど、広報・啓発活動を実施します。	町民課	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。 ・町民団体・神奈川県と共催で男女共同参画意識啓発のための「男女共同参画フォーラム」を開催。	44,600	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。 ・「男女共同参画フォーラム」・開催日：令和7年3月9日(日) 参加人数：29名	実施中	継続・推進
						産業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労政福祉課、県雇用対策課等発行のワーク・ライフ・バランスパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架	実施中	継続・推進
				② 育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など育児休業等の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を実施します。	町民課	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進	
						産業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労政福祉課及びかながわ労働センター等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架	実施中	継続・推進
				③ 職場環境づくりの促進	男女がともに協力して子育てをする環境づくりをすすめます。また、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を実施します。	町民課	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進	
						産業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労政福祉課及びかながわ労働センター等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架	実施中	継続・推進
				④ 男性に対する子育て支援の促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、各種事業などへの男性の参加を促進します。	こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・第一及び第三土曜日に栄通り子育てサロンを開催。第二及び第四土曜日に中里子育てサロンを開催。	3,295,762	土曜開所回数：46回（運営委託費（子育てサロンのみ））÷全開所日数×土曜開所日数	実施中	継続
						子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・マタニティ教室の一部のコマを父親が参加しやすい土曜日に開催。 ・母子健康手帳交付は、母の代理申請で父親も可能。父親の育児参加を働きかける。	0	マタニティ教室・年3コース 12回/年実施。参加人数：延69人（うち父参加13人）	実施中	継続
						産業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労政福祉課等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架	実施中	継続・推進
						町民課	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進
				⑤ 女性の再就職・起業をするための支援情報の提供	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職・起業をするために必要な情報をさまざまな角度から提供します。	産業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労政福祉課等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架	実施中	継続・推進
						町民課	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進
⑥ 各企業等での子育て支援等に関する取組み事例の発信	各事業者などの子育て支援に関する取組み事例を紹介することで、雇用環境の充実を図ります。	産業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わるかながわ労働センター等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架	実施中	継続・推進				
		町民課	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進				
2 若者の自立・就業支援 (P67)				① キャリア教育の推進	ボランティア活動、職場体験など、さまざまな体験活動の充実により、児童・生徒一人ひとりが望ましい勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進します。 また、発達段階に応じて自己の将来の生き方や進路を主	教育指導課	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	・中学生の職場体験を実施し、キャリア教育を推進する。	0	職場体験学習を各中学校2年生で実施予定だったが、コロナの影響で中止。職業学習については実施。	実施中	継続
				② 若者の就業支援	就業を希望しながら職に就けない若者や不安定な就労状況にある若者に対して、かながわ若者就職支援センター等の関係機関によるカウンセリングや職業訓練など、就業支援や相談機関の情報を提供します。	生涯学習課	実施	実施	実施	実施	実施	・就業支援に関わる県発行のパンフレットをラディアンモールや図書館で配布。	0	・県等発行のパンフレットを配架	実施中	継続・推進
						こども支援課	実施	実施	実施	実施	実施	・就業支援に関わる県発行のパンフレットを役場窓口で配布。	0	・県等発行のパンフレットを配架	実施中	継続
						町民課	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進
						産業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	・就業支援に関わる県雇用対策課等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架	実施中	継続・推進
新 ③ ひきこもり等相談窓口	ひきこもりをはじめとする子どもや若者が抱える様々な悩みに対する相談を受け付け、内容に応じて、県のかながわ子ども・若者総合相談センター、神奈川県西部青少年サポート相談室等の専門機関と連携し、課題の解決に努めます。	福祉保険課	実施	実施	実施	実施	実施	・専門機関のパンフレットを配架。 ・相談しやすい環境確保のため、対面での専門機関の紹介に加え、町ホームページにも専門機関を掲載。併せて、電話や対面での相談に抵抗がある方のためLINE相談についても掲載。	0	・専門機関のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの専門機関の案内を掲載。	実施中	継続				

こどもの権利条例策定とこども会議実施の方針について

二宮町では、こどもたちが生き生きと活動し、こどもたちの意見が尊重されるまちづくりを目指し、町の関係各課が横断的に連携してこどもの権利条例の策定を進めます。

条例策定に向けては、こどもの権利についての理解促進のため、町制施行 90 周年記念事業として実施する講演会のほか、町民活動団体との連携により各種のイベントを実施するとともに、広くこどもの意見を取り入れることを目的に、こども会議を組織し運営していくことを考えております。

<こどもの権利についての講演会およびパネルディスカッション>

11月3日（祝・月）開催 ※別紙チラシをご覧ください。

<こども会議の考え方>

○こども会議

- ・「普段の生活で感じる大切にしたい考え方や権利についてみんなで話し合い、想いを言葉にしませんか？」として、10月17日締め切りで委員募集中（対象は小学5年生から大学4年生年代くらいまで15名）です。
- ・令和7年11月から令和8年5月までに5回（第1回はオリエンテーション）の会議を開催して、まずは条例策定に向けた議論の場とします。
- ・最初の会議においては、こども家庭庁「ファシリテーター派遣」制度の活用を予定しています。
- ・条例策定後においても組織は継続し、町の政策などについての意見聴取の場とします。

○こども意見ファシリテーター養成講座

- ・こども・若者が安心して意見を表明できるようサポートする人材「ファシリテーター」を養成するため、「こども意見ファシリテーター養成講座」を開催します。
- ・町職員や学校関係者、日々こどもに関わる方々などを中心に受講者を募集し、こども・若者との日々の関わりの中で活かせる話の仕方や聴き方を学び、活かしてもらうことを目的とします。

<条例策定に向けたタイムスケジュール>

【9/25】 広報にのみや10月号およびホームページにおいてこども会議委員募集開始

【11/3（月・祝）】 こどもの権利についての講演会およびパネルディスカッション開催
（こども会議委員は第1回会議オリエンテーションとして受講）

【10/24】 広報にのみや11月号およびホームページにおいて

こども意見ファシリテーター養成講座受講者募集開始

【12/12（金）】 ファシリテーター養成講座開催

【12/14（日）】 第2回こども会議開催（こども家庭庁ファシリテーター派遣活用）

【～令和8年5月まで】 こども会議を3回程度開催

※こども会議は条例策定後も定期的に開催

以降、令和9年4月の条例施行を目指し、町民意見募集を含む各種手続きを進めます

「こどもの権利」を町民みんなが知り、尊重できるように

こどもの権利を知ることはなぜ大切？

町では、こどもたちが生き生きと活動し、こどもたちの意見が尊重されるまちづくりを目指して、こどもを「保護の対象」としてのみ扱うのではなく、「権利の主体」として捉える意識を広めます。

こども自身の意見を大切にす文化がより深まる町となるため、こどもの権利条例の策定を進めます。

こどもの権利とは？

こどもの権利とは、すべてのこどもたちがもつ人権(権利)のことです。

○差別のないこと(差別の禁止)

○こどもにとって最もよいこと(こどもの最善の利益)

○命を守まられ成長できること(生命、生存及および発達に対する権利)

○こどもが意味のある参加ができること(こどもの意見の尊重)

この4つは、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」という世界で最も広く受け入れられている人権条約に書かれている基本的な考え方で、「4つの原則」と呼ばれています



11月3日の町制施行90周年記念イベントでは「こどもの権利講演会」をはじめとしたこどもまんなかイベントを開催します。

と き:11月3日(月・祝)11:00~13:00

ところ:ラディアン ホール

【第1部 こどもの権利講演会】11:00~12:00

テーマ:「こどもまんなかってなんだろう？」

講 師:西崎 萌氏(一般社団法人 Everybeing 共同代表 こども家庭庁アドバイザー)

内 容:どうして今、こどもの権利が求められるのか?「こどもの権利」について、こども家庭庁アドバイザーを務める講師が分かりやすく解説。

【第2部 パネルディスカッション】12:10~13:00

テーマ:「こどもの声をきく

~現場から見えてくる「こどもまんなか」~

出演者:【コーディネーター】西崎 萌氏

【パネリスト(各町民活動団体代表)】

- ・にのみや子どもの権利フォーラム
 - ・助産院おさんぽ ・にのみや子ども自然塾
 - ・こども版気候市民会議 ・町こども支援課員
- 【オブザーバー】こども家庭庁職員(依頼中)

○西崎 萌^{めぐみ}氏プロフィール

子ども支援専門の国際NGOセーブ・ザ・チルドレンにて、子ども虐待の予防、こども基本法・こども家庭庁などの日本国内の子どもの権利保障、ODA や人道支援などの政策提言に携わる。(2024年12月まで)

現在は、こども家庭庁アドバイザーとして、国や自治体における子どもの意見反映の仕組みづくりやファシリテーター養成等に従事。一般社団法人 Everybeing 共同代表。文京学院大学非常勤講師、全国子どもアドボカシー協議会理事。

上記のほか、生涯学習センターラディアン館内では、「ラディアンまるごと こどもまんなか」と題して各種イベントが開催されます。

条例策定
に向けて

こどもが自由に意見を言える「こども会議」を運営し、こどもの意見を広く取り入れた条例策定を目指します。

そのため、町内で**ファシリテーター**を養成し、子ども・若者が安心して意見を表明できる環境づくりを進めます。

※こども家庭庁のファシリテーター派遣、ファシリテーター養成講座を活用予定